

## 継続的能力開発制度規則

制定施行	2016年	4月	1日
改定施行	2017年	6月	21日
改定施行	2019年	1月	16日
改定施行	2019年	4月	1日
改定施行	2020年	9月	16日
改定施行	2023年	4月	1日

年金数理人の資格を得ることは、年金数理人として業務を行う上での第一歩に過ぎない。

年金数理人が専門的職能人として業務を遂行していくためには、身につけた知識及び能力を維持し向上させるとともに、法改正を含む環境の変化にも適切に対応していくことが必要であり、そのような取組みを継続的に行うことによって社会の期待に応えることが可能となる。

そこで、定款第4条第1項第6号に定める事業として、年金数理人の自己研鑽を支援する仕組みである継続的能力開発（Continuing Professional Development）制度を創設することとした。

### （目的）

第1条 この規則は、公益社団法人日本年金数理人会（以下「本会」という。）の継続的能力開発制度（以下「CPD制度」という。）に関し必要な事項を定める。

### （対象期間）

第2条 CPD制度の対象期間（以下「対象期間」という。）は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する期間とする。

### （対象者）

第3条 各対象期間におけるCPD制度の対象者（以下「対象者」という。）は、当該対象期間の開始日において正会員である者とする。

2 前項の規定にかかわらず、年金数理人である名誉会員又は特定会員、若しくは対象期間の開始日後に正会員となった者は、本会に申し出ることにより対象者となることができる。

3 前項の申し出は、対象期間終了後に本会に第6条第2項の報告を行うことによる。

### （対象となる能力開発）

第4条 CPD制度の対象となる能力開発は、次の各号に定めるものとする。

(1) 次に掲げる研修等（以下「1号CPD」という。）

- イ 本会が実施する実務研修会
- ロ 本会が実施する一般研修会
- ハ 本会が実施する特別講演会
- ニ 本会が実施する年金数理自主研究会の報告会
- ホ 本会が実施するeラーニング

ただし、当該能力開発を実施したことの証跡（以下「履修証跡」という。）があるものに限る。

- ヘ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する集合研修又はeラーニングであって、対象者自らが年金数理人としての資質及び能力の維持向上に資するものとして妥当と判断したもの（次号に該当するものを除く）

ただし、履修証跡があるものに限る。

- ト その他、本会が指定する研修会等

(2) 次に掲げる職業専門性に関する研修等（以下「2号CPD」という。）

- イ 本会が実施する職業専門性に関する継続研修（eラーニングを含む）
- ロ 本会が実施する職業専門性研修会

- ハ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施するプロフェッショナルリズム研修（継続教育）（eラーニングを含む）

ただし、履修証跡があるものに限る。

- ニ 公益社団法人日本アクチュアリー会が実施するプロフェッショナルリズム研修（初期教育）

ただし、履修証跡があるものに限る。

(3) 前2号に掲げるもののほか、対象者自らが年金数理人としての資質及び能力の維持向上に資するものとして妥当と判断した能力開発

ただし、履修証跡があるものに限る。

（以下「3号CPD」という。）

2 前項に定める能力開発のCPD制度における取扱いは、付表に定めるとおりとする。

（履修時間）

第5条 対象者が前条に定める能力開発を実施した場合のCPD制度において計上される時間（以下「履修時間」という。）は、別に定めがあるものを除き、実際に能力開発を実施した時間とする。

（履修結果の記録と報告）

第6条 対象者は、第4条第1項に定める能力開発を実施したときは、その能力開発の種類及び履修時間を記録（記録したものを以下「履修記録」という。）するとともに、履修証跡を必要とする能力開発の場合には履修証跡を確保しておくものとする。

2 対象者は、対象期間において実施した能力開発の履修時間を集計し、本会の定める様式により本会が定める期日までに本会に報告するものとする。

- 3 対象者は、履修証跡を対象期間の終了日の翌日から2年を経過する日まで保管するものとする。

(履修目標達成者の公表)

第7条 本会は、対象者からなされた前条第2項の報告の内容が本会の定める履修目標を達成していると認められる場合には、履修目標を達成した者として当該対象者の氏名及び年金数理人番号を公表する。

- 2 前項の公表は、本会のウェブサイトに掲載することによって行うものとし、掲載期間は1年間とする。

(履修目標)

第8条 前条第1項に規定する履修目標は、各対象期間において次のすべての条件を満たすこととする。

- (1) 1号CPD、2号CPD及び3号CPDの履修時間を合計した時間が15時間以上であること
- (2) 1号CPDの履修時間が7.5時間以上であること
- (3) 2号CPDのいずれか1つを受講していること

(モニタリング)

第9条 本会は、第7条に定める公表の対象となった者の中から一定割合を無作為で抽出し、第6条第2項に定める報告の内容の適正性の確認（以下「モニタリング」という。）を行う。

- 2 前項に規定する一定割合は3%以上とする。
- 3 本会は、第1項に定めるモニタリングの他に、第7条に定める公表の対象となった者の中から追加で選定してモニタリングを実施することができる。
- 4 本会は、モニタリングの対象となった者から履修証跡の提出を求める。
- 5 本会は、モニタリングの対象となった者に対し、当該対象者が行った第6条第2項に定める報告の内容の詳細について聴取を行うことができる。
- 6 本会は、モニタリングの結果、前条に定める履修目標に達していないことが判明した場合には、その者の氏名及び年金数理人番号の公表を速やかに中止する。
- 7 本会は、モニタリングの対象となった者が誠実に対応しないこと等により前条に定める履修目標の達成を確認することができない場合には、その者の氏名及び年金数理人番号の公表を中止することがある。

(意図的な不正報告)

第10条 本会は、対象者が行った第6条第2項に定める報告の内容に意図的な不正があることを認めた場合には、定款第9条の定めにより、当該対象者を懲戒することがある。

(所掌する委員会)

第 11 条 この規則は、教育・研修委員会が所掌する。

(改廃)

第 12 条 この規則の改廃は、理事会の決議により行う。

(実施細則)

第 13 条 この規則の実施に必要な事項は、理事会の決議により定めることができる。

## 附 則

第 1 条 この規則の改定は、2023 年 4 月 1 日より施行する。

付表

			対象となる能力開発	位置づけ	保管すべき出席・参加の証跡(例示)	履修目標
履修区分	1号CPD	イ	実務研修会	本会実施	不要	7. 5時間以上
		ロ	一般研修会	本会実施	不要	
		ハ	特別講演会	本会実施	不要	
		ニ	年金数理自主研究会の報告会	本会実施	不要	
		ホ	eラーニング	本会実施	受講メモ(200字程度)	
		ヘ	公益社団法人日本アクチュアリー会が実施する集合研修又はeラーニング(2号CPDに該当するものを除く)	本人判断	出席状況表(※)又は受講メモ(200字程度)	
		ト	その他、本会が指定する研修会等	本会指定	(その都度定める)	
2号CPD	イ	イ	職業専門性に関する継続研修(eラーニングを含む)	本会実施	不要(eラーニングの場合、受講メモ)	いずれかを受講していること
		ロ	職業専門性研修会	本会実施	不要	
		ハ	公益社団法人日本アクチュアリー会が実施するプロフェッショナリズム研修(継続教育)(eラーニングを含む)	本会指定	出席状況表(※)又は受講メモ(200字程度)	
		ニ	公益社団法人日本アクチュアリー会が実施するプロフェッショナリズム研修(初期教育)	本会指定	出席状況表(※)、受講証明書又は受講メモ(200字程度)	
3号CPD(例示)	イ	イ	他団体が実施する研修会またはセミナー等への出席	本人判断	出席状況表(※)又は受講メモ(200字程度)	-
		ロ	論文又は書籍の執筆	本人判断	論文が掲載されている出版物又は執筆した書籍	
		ハ	理事会又は委員会での活動(他団体の委員会等での活動を含む)	本人判断	議事録又は活動による成果物	
1号~3号のすべてのCPD						15時間以上

【履修時間の計算方法】

- 各能力開発の履修時間は、原則として、実際に能力開発を実施した時間とする。研修会等で遅刻や早退をした場合には、受講していない時間を考慮しなければならない。
- eラーニング受講の場合、繰り返し受講した場合であっても受講したコンテンツの時間を限度とし、1コンテンツあたり90分を上限とする。
- 実施団体に関わらず講師として研修会等に参加する場合の履修時間は、受講者としての履修時間(講義時間)の2倍とする。ただし、本会以外の団体が実施する研修会等の場合には、講師として参加したことがわかる資料(プログラム等)を証跡として確保する必要がある。
- 論文又は書籍を執筆した場合は、成果物の文字数により1,000字につき1時間として、履修時間を計算する。

※ 実施団体が発行する研修会等の出席状況がわかる資料等を指す。